

第2回広島市成年後見制度利用促進検討会議 会議録

1 開催概要

(1) 開催概要

令和2年1月30日（木）10:00～12:00

(2) 開催場所

中区地域福祉センター5階 ボランティア研修室

(3) 出席者（五十音順、敬称略）

- ・伊藤 志麻穂
(広島市西区障害者基幹相談支援センター センター長)
- ・坂原 立朗
(広島司法書士会 理事)
- ・神野 礼斉
(広島大学大学院法務研究科 教授)
- ・手島 洋
(県立広島大学保健福祉学部人間福祉学科 講師)
- ・中田 真帆
(社会福祉法人広島市社会福祉協議会 生活支援課長)
- ・長瀬 文彦
(西区保健福祉課長)
- ・原本 明美
(公益社団法人広島県社会福祉士会 理事)
- ・松本 亮
(広島弁護士会 高齢者・障害者等の権利に関する委員会 委員)
- ・三好 典子
(広島市観音地域包括支援センター センター長)

(4) オブザーバー

広島家庭裁判所職員

(5) 広島市関係課（事務局）

広島市健康福祉局高齢福祉部高齢福祉課

〃 障害福祉部障害福祉課

〃 障害福祉部障害自立支援課

〃 障害福祉部精神保健福祉課

2 会議録

(1) 議題1 成年後見制度に関するニーズ調査結果について

本市における成年後見制度の利用の促進を目的とした中核機関の設置に向けて必要な機能・役割についての検討材料とするために行ったニーズ調査の結果について、資料1～3を用いて事務局から報告。

長瀬構成員

詳細な分析はされていないとのことだが、資料2－4の「成年後見制度に関する相談を受けている場合、どこから相談を受けていますか」の問いについて、本人の支援者からの相談が少ないことが分かる。支援者が孤立しているのではないかとも思ったが、いろいろな理由があると思うが、その辺り何か事務局に考えがあるか。

事務局

こちらも同じようなことを考えていた。相談を受けて対応が難しい場合に、関係機関につなぐことなく自所属内で処理してしまっていたり、ここでは解決が難しいとして相談者につき返してしまっている現状があるのではないかと思う。

長瀬構成員

資料3について、「地域住民に対し出前講座を実施してほしい」とあるが、既に市が行っているものをうまく活用すればいいと思う。それと、行政職員が制度を正しく理解していないとあるが、これについては今後よく考えていかなければならない課題であると感じている。福祉に携わる職員の研鑽について、何か方策を考えなければならないと思う。

事務局

まず、出前講座の実施については、市民にも市ホームページなどを通して周知しており、申込みがあれば随時開催している。しかし、市民からの要望がない場合は、こちらから積極的に開催することはしていないため、受け身の状態である。市政出前講座を開催してほしいという声に対しては、お申込みいただければ対応しますというのが現状である。

家庭裁判所

資料3の内容を拝見して、制度の周知や情報の分かりやすさについて、我々も考えるべきことがあると感じている。我々も、様々なパンフレットを作成しているが、各公的機関もパンフレットを作成しており、我々もそれをいただいている。また、成年後見制度について説明した動画を作成し、ネットでも公開している。大事なことは、これらの情報を必要とときに必要な人の手元に届くようにすることであるので、こちらに何かできることがあれば連絡をいただければと思う。

なお、後見人等に対する支援としては、就任後に集団講習会に出席してもらいDVDを視聴していただくなど、後見業務に関する説明を行うことの工夫も行っている。

三好構成員

出前講座の話が出たが、私たちも市民に対して成年後見制度の利用について周知していく立場にあるが、アンケート結果をみてまだまだ足りないと感じている。

また、話が少しずれるが、最近身寄りがいない高齢者や経済的虐待にあっている人の支援を求められることが多く市長申立てが増えているが、各区の担当職員は一人で、申立て

にとっても時間が掛かる。非常に負担が大きいのではないかと端から見て思っている。

中田構成員

当方でもハンドブックを作成している。ハンドブックを見てすぐによく分かったと納得することはない。これだけでは足りない何かがある、どうしても専門用語が多く並ぶことなので読んで分らない、話を聞いても分らないということがある。このようなことについて、どう対処していけばよいかやはり考えなければならない。

手島構成員

成年後見制度を広く知ってもらうことは重要だが、例えば法律や福祉の分野に基づいた制度は、利用者の対象設定が、制度を利用したらどのようなことができるかなど数字で明らかになっていたり市民の日常生活の発想からみてイメージがしやすい。しかし、成年後見制度の法律行為や財産管理は非日常的なことでもそもそも分かりにくいということと、全て個別で判断することが多いため、基準が分かりにくい。そのため、広報するのであれば、事例を多めに示す方が基準を示すよりも分かりやすいのではないかと。例えば、診断書や鑑定費用については一概に言えないためパンフレットには書けないが、読み手としては結局分らないことと同じなのである。こうなると事例で示すしかない。工夫としてはこのようなことではないか。

それと、資料2-(3)アンケート調査の結果で「たまに相談を受ける」と回答した人、中でも居宅介護支援事業所が結構多かったが、つまりケアマネは普段の対応でよくこのような話を聞いていることになる。ただし、ケアマネの仕事は成年後見に関する相談専門というわけではないため、しっかりとその先の相談先を把握していれば必要な対応を進めることができるのだろうと思う。ある意味では成年後見制度のニーズがありませんよという結果でなかったことから、そのような現実があるのだろうと想像できる。

二つ目は、この成年後見制度のニーズをこのニーズだけ切り取って考えるのではなく、様々な総合的なニーズに対応していく中で、成年後見制度のことであれば適宜専門的な助言をいただく、その上で相談機能を充実させていくということは、地域の中での福祉の総合相談の仕組みがどうなるのかということと深く関わっている。ちょうど地域共生社会づくりの中で、小地域で相談窓口を作ろうと厚労省が言っている。成年後見制度に特化しているのではない、地域福祉の総合相談とどうタイアップしていくかも市として考えていく必要があると思う。

最後に、金融機関の在り方について、受けた相談をどこかに相談するという発想がそもそもあるのかなと思う。これまで金融機関にもパンフレットを置くなりしているけどそれまでのことであって、そこから適切な機関につなげるということを今までしてこなかったのではないかとというのが新たな発見である。

家庭裁判所

広報活動のことでいうと、御提案いただいたような事例を取り入れながら市民にイメージを持っていただけるよう努めていくことが非常に重要であると思うが、裁判所の判断事項については、個々の事案ごとに総合的な判断をしているため、どのような条件を満たせばこのような結論になるといったような、事例に当てはめていくのは難しい。

(2) 議題2 中核機関の運営主体の検討について

ニーズ調査結果を踏まえて、本市における中核機関の運営主体の事務局案について説明。市社協を委託先とする案を示し、その際の本市としての役割について説明。

中田構成員

社協に委託したいと名前を挙げてもらっているので、最初に発言する。

まず、社協は地域福祉を推進する団体であり、この中核機関や連携ネットワークの問題は、地域における権利擁護推進の話なので、社協の本来目的と合致した話である。その上で、中核機関について、資料には四つの機能が記されているが、実際には中核機関の機能は、(1) 司令塔機能 (2) 協議会の事務局機能 (3) 検討・専門的判断の担保機能の三機能といわれており、この資料でいう四つの機能は、(3) 検討・専門的判断の担保機能における「役割」なので、本来求められているものの一部でしかない。この四つの機能の前に先立つものがある。

その中でも広報や相談機能から整備していくとのことだが、開設すれば利用支援や後見人支援のニーズも当然上がるだろう。また、現在の市社協には、「かけはし」及びその受け皿として実施している法人後見の実績があるのみで、資料4の2の最後に「市社協に委託すれば(中略)開拓性・即応性・柔軟性を活かした運営が可能」と記載してあるのも、そう思うていただくのはありがたいが、論理に飛躍がある。市社協は、申立て支援の経験はないし、それまでに全く関係性の無かった方を受任して支援した経験もない。むしろ、申立ては健康長寿課や保健福祉課の職員の方が経験があるはずである。

市社協が受託することになっても、実際は職員がこれから経験を積んでいかねばならない状態である。近頃、社会福祉士の有資格者が雇われるようになってはいるが、有資格者であるから成年後見に関して何でも支援できるというわけではない。人事異動もあり、やはり現人員ではとても無理な話である。市社協が受託することになるのであれば、人員確保に向けて市にはきちんと考えていただきたい。

最近、中核機関について、「小さく生んで大きく育てる」とよく言われ、できることからやるようにと国も言っているが、大きく育てる青写真は、地域の権利擁護をどのように体制整備して行くかという構想であり、行政が正に「司令塔機能」として持つておくべきものではないかと思う。私の属している市社協生活支援課のもう一つの係で、「くらしサポートセンター」を受託しているが、その生活困窮者自立支援事業も全てをくらしサポートセンターが実施しているわけではない。市行政が責任をもって実施すべきところは実施をされ、他に適任なところがある事業はまた別なところに委託されている。しかし、土台部分を市がしっかりと担ってくれているので、その上で市社協も安心して動くことができている。この中核機関にしても、市のしっかりした行政責任の土台の上で行われることが大事である。2—(2)に書かれた「委託後の本市の役割」についても、「設置主体として責任を持って関わる」ぐらいの書き方にしてほしい。それぐらい、腰を入れてやらなければならないことだと思っている。

事務局

中核機関の委託先として市社協をと申し上げたが、運営を丸投げしようとは毛頭考えて

おらず、両輪としてやっていくつもりである。本市と市社協とが連携しながら進めていこうと考えているため、市の役割も資料に記載している。例えば、市社協に委託して行っている事業として、市民後見人養成事業や生活支援体制整備事業があるが、これらは常にそれぞれの担当者同士で連携を図りながらこれまで歩みを進めてきている。

他の政令市と異なり、成年後見支援センターを設置していない本市においては、権利擁護や成年後見に関する体制を一から整備することになる。市としては、市社協にお願いしたい方向で考えてはいるが、他に委託先として考えられる団体があれば、推薦していただきたい。

長瀬構成員

資料４（１）の市民後見人の受任調整を行っているがあるとあるが、状況を教えてほしい。

家庭裁判所

１２月に家庭裁判所へお越しいただいたが、当方では受任に向けて調整を始めたわけではなく、御相談をいただいた段階だと認識している。

長瀬構成員

それと、中核機関では広報と相談を重点的に行うとあるが、既に健康長寿課や保健福祉課、地域包括支援センターや基幹相談支援事業所、家裁など様々なところで行っている。これ以上どのようなことを考えているのか。また、運営は直営が望ましいと感じる。現在、市長申立業務は、健康長寿課や保健福祉課の職員が行っているが、ケースワーカーができるようにしてもいいのではないかと。実際に家庭裁判所へ行って申立事務を行うことでノウハウも身に付き、先ほど話のあった、行政職員が制度を正しく理解していない、といった指摘への対応策にもなる。件数を増やすためには、ケースワーカーも申立事務をできるようにする仕組みを整えばよい。

委託をすると時に主客転倒することがある。中田構成員が発言したくらしサポートセンターの委託化が成功したのは、委託元が前線に立って一緒に泥をかぶったからである。中核機関に最も求められるのは司令塔機能である。これは委託すべき性質のものではない。また、その司令塔機能を司るべき部署は、本市では、高齢福祉課や障害福祉課ではなく、健康福祉・地域共生社会課であってしかるべきだと思う。

事務局

まず、既に様々な団体が広報を実施していることについては御指摘のとおりだが、きちんと市民にそれが行き届いているかが問題である。パンフレットを作成したり、市ホームページに掲載して終わりではなく、もっと能動的に制度を知ってもらう取組を中核機関で行えればと考えている。

成年後見制度の利用に関して困った際には、既に各相談支援窓口で相談していただいている状況だが、恐らく中核機関を立ち上げると、専門的な助言を必要とするような様々な相談が寄せられてくると思う。それまでに、ここにお集まりの皆様から、普段各所属にどのような相談事が寄せられるかをお聞きして、今後中核機関に従事する職員の相談対応マニュアルを作成するなど、様々な内容の相談事に対して支援ができる機関になればと思う。

手島構成員

中核機関とは、新たなものを何か作るということではなくて、既にあるものを活用する

イメージでいる。広報も相談も既に行っているものとは別に新しく取り組む必要はない。金融機関に周知が行き渡っていないのであれば強化すればいい話で、その辺りの点検をして実施すればいい話だと思う。相談機能等についても、現状をみて何が足りないかを考えていき、補うイメージでよい。

それともう一つは、全面委託かそうでないかで白黒つける話ではないと思う。一部委託も当然あるわけだから、市と市社協それぞれに何ができるか考えればよい。それから、中田構成員が心配しているのは、要するに、市民に責任を持つ市としての責任と方針、そして予算措置のこの三つがあるかということだけだと思う。実務まで全部市が担うことが適切であるとは私は思わない。行政職員の中で専門性を持った職員の採用ができるのかということもあるし、過去には他の事業で社会福祉法人から人が出向して職員が従事するやり方をとっているものもあるが、あまりうまくいっていない。そういう意味でいうと、専門的な役割をコーディネートしたり、個別支援対応をしたり、地域福祉の総合推進体である社会福祉協議会が担ってむしろ自然だと思う。そのような役割を担う基盤を行政で作れるのかという話だと思う。そういう理解だということであれば、委託を妨げる必要はないと考える。

ただ、協議会（※市社会福祉協議会のことでなく、中核機関内に設置する三士会や家庭裁判所、行政等が加わった会議体）の設置は、無理に市社協に委託しなくてもよいと思う。むしろ協議会は、司令塔機能の役割を果たし、中核機関の方針決定をする場になる。そこだけを例えば市が運営するということもできるかと思う。ちなみに、愛知県豊田市は人口40万人程度だが、協議会の運営は市が行っている。その理由は、成年後見制度利用促進というのは、やはり行政の責任であり、その責任でもって方針を作って協議する必要があると考えているからである。仮に市社協で中核機関の運営を担っていくとなると、地域福祉の推進を担っていく取組を考えたら、私からも社協に果敢にチャレンジしてもらいたいと思っている。

それと、成年後見制度利用促進基本計画を策定されると思うが、その計画の中で中核機関に広報と相談機能を優先して整備していくとするのはいいが、それ以外の機能については後回しにするのではよくない。それを整備していくのが少し先な話だけで、ビジョンとしては最初から持っておく必要がある。それと、計画を考えていく際のことだが、この120万人都市に中核機関を1か所だけ整備してずっとやっていくつもりなのか懸念材料である。例えば福山市は、人口が約40万人で（いずれ中核機関を担うであろう）権利擁護支援センターを1か所で運営しているが、件数が増えていくにつれて運営が難しくなると考えはじめているし、他の政令指定都市ではあまりサテライト的に中核機関を置いているところは聞かないが、ゆくゆくは受ける相談の数が増えることなどを想定して、市に複数中核機関を設置することも頭に入れておいた方がよいのではないと思う。

中田構成員

市が全てを市社協に丸投げしているとは思っていない。長瀬構成員や事務局からの説明があったように、くらしサポートセンター業務も市民後見人養成事業も市からの委託事業であるが、市社協に丸投げということではなく、市が一緒になって関わってくれている。市民後見人の養成でいえば、地域の権利擁護の担い手は、行政が責任を持って育てていくも

のであると言いつけてくれた三士会を始め、専門機関からのお力添えも大きかったと思う。

しかし、先ほど長瀬構成員から、事業は委託すると「遠くなる」との発言があったが、事業開始時は財政的なものも含めてサポートいただけても、新たな課題が出てくるとそちらに関心に移り、それまでの事業は委託元が遠くなってしまうことがあった。中核機関の設置は非常に大切なことであり、遠くなってほしくはないし、遠くなつてはいけない。市の責任が土台にあってのことだということは、繰り返し押さえておいていただきたい。

事務局

こちらも同様に、体制整備設計の段階で、市が責任を持って関わっていくことが必要だと考えている。今後長い年数運営していくとしても、市が主体的に関わっていくという前提がしっかりしていれば、これから先も協力して進めていけると考えている。

神野構成員

本日中に運営主体を決めないといけないわけではないという解釈でいるが、よいか。

事務局

そのとおりである。

(3) 議題3 今後のスケジュールについて

今後のスケジュールについて、資料5を用いて説明。中核機関の運営主体について引き続き検討を行うことや、来年度の取組予定について説明。

坂原構成員

今回の検討会議では、ニーズ調査結果の詳細な部分が出ようかと思うが、その結果や今日の会議の議論を踏まえて、広島市がどこまでのことを考えて市社協に中核機関を委託しようとしているのかについても、明らかになるのだろうか。

事務局

事務局内でも協議も行い、できるところから進めていき、改めてお示しできるようにしたい。

坂原構成員

全体のイメージは庁内で統一されていないということか。手島構成員から話があったように、広報や相談のうち、既にあるもの、活用できるものと新たに整備していく必要があるものの取捨選択ができていないということか。

事務局

現在、作業を進めているところである。

松本構成員

我々も専門職団体の代表としてここにいるが、中核機関の具体的なイメージができて、その中で専門職が担える役割が分かれば、各団体が持ち帰って共有させていただき、我々ができることを考えたい。協力は惜しまないので、何か出していただけるとありがたい。

事務局

御協力に感謝する。次回会議までにお示しができるように頑張ってまいりたい。

長瀬構成員

なぜ中核機関が必要なのか、なぜ成年後見制度の利用促進に向けて取組を行っていく必要があるのか、根幹を忘れないように議論を進めていきたい。

神野構成員

全体を通して何か意見があるか。

家庭裁判所

第4回会議後の予定はどのようなになっているか。

事務局

令和2年度以降の取組は追ってお示しする。令和3年度中に中核機関を設置する計画に変わりはない。

神野構成員

市としても、今年の秋の予算要求までには、中核機関設置に向けてできるだけ具体化して実行に移したいというお考えもあるようだし、広島市に必要な中核機関について構成員の知恵も借りながらいい形で進めていければと思う。